



愛媛県林業労働力確保 支援センターだより

編集・発行(公財)えひめ農林漁業振興機構 愛媛県林業労働力確保支援センター
松山市三番町4-4-1 TEL089-934-6153

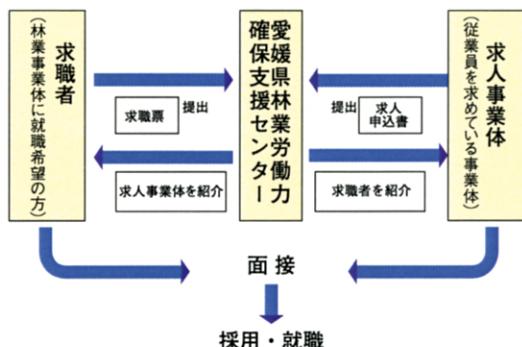
2016年3月
第18号

無料職業紹介事業を行っております

(公財)えひめ農林漁業振興機構では、平成18年に厚生労働大臣の許可を受け、「無料職業紹介事業」を行っております。愛媛県内の事業体であれば、求人に対する支援が可能です。どうぞご活用下さい。
この事業の活用については、事前の手続きが必要となりますので、支援センターにおたずね下さい。

- 厚生労働大臣許可番号（許可年月日）：
38-ム-300004号（平成18年1月1日）
- 許可の有効期間：
平成28年1月1日～平成32年12月31日
- 取り扱いの範囲は、求人は愛媛県内、求職は全国で、農業と林業に限定されています。

無料職業紹介事業の流れ



林業機械の貸し出しについて

林業事業体の雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む認定林業事業体に、機構保有のプロセッサー、グラップル付きバックホー、木材運搬車を貸し出します。

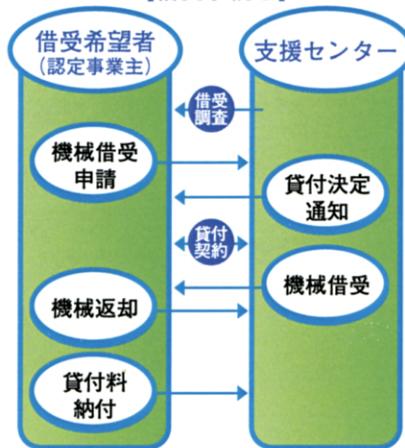


【林業機械貸付要件等】

貸付対象者	改善計画認定事業主
貸付期間	連続して30日以上、最長90日以内
1日あたり 貸付料	プロセッサー 6,900円 グラップルワインチ付きバックホウ 3,500円 木材運搬車 3,200円
運転操作者	プロセッサー：愛媛県高度林業機械技士またはそれと同等以上の資格を持つ者 プロセッサー以外：愛媛県林業技能技士またはそれと同等以上の資格を持つ者
借受者の 経費負担	簡易な補修、機械の運搬、借受期間中の点検、運行管理等に関する経費は借受者が負担

事前の借受申請が必要です。

【借受手続き】



「森林の仕事ガイダンスinえひめ」を開催しました



平成27年度「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の一環で、林業就業希望者を対象に「森林の仕事ガイダンスinえひめ」（就業相談会）を開催しました。

○主催：公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（愛媛県林業労働力確保支援センター）

○開催日時：平成27年11月14日（土）11:00～16:00

○開催場所：愛媛県武道館1階大会議室（松山市市坪西町551）

このガイダンスは、愛媛県内で開催する林業部門の大掛かりな就業相談会としては初めての試みでしたが、愛媛労働局、松山公共職業安定所、愛媛県、宇和島市、愛媛県森林組合連合会（後援）及び県下の12の林業事業体のご協力を頂き、開催することができました。

相談会では、県内外の相談者26名が訪れ、森林の仕事内容の説明や就業相談を行いましたが、「雇用に関する条件は何か」、「作業内容はどんなものか」、「未経験でも林業に就業できるか」等の質問もありました。このガイダンスをきっかけにして愛媛県内の林業事業体に就業される人が出てくることを期待します。

○参加者の概要 参加人数26名 内訳 男性22名、女性4名。県内者24名、県外者2名



会場入口



「森林の仕事内容」映像視聴



相談風景

「森林の仕事ガイダンス2016」に参加しました



全国森林組合連合会が実施する、大阪及び東京都での「森林の仕事ガイダンス2016」に、愛媛県林業労働力確保支援センター職員、県森連職員、市及び林業事業体職員が参加し、「林業の仕事」や「林業への就労」について相談を受けました。

このガイダンスは、「林業ってどんな仕事？」のように興味を持ち始めた人から、「早く林業に就業したい！」という意欲の強い人まで、林業に興味を持つ人々を対象にして、色々な方向から疑問や相談に応じ、林業への就労を応援しようとするものです。

○大阪会場：平成28年1月23日(土)OMMビル

会場参加者468人 愛媛県ブース来訪者13人（男性12人 女性1人）

○東京会場：平成28年1月30日(土)東京国際フォーラム

会場参加者1,011人 愛媛県ブース来訪者15人（男性12人 女性3人）

今までこのガイダンスをきっかけにして県内の林業事業体に就労した人もおり、今回も相談者の中には、愛媛県内での林業事業体に就業希望を持っている人も数名あり、また、林業就業支援講習希望者も数名いました。今後、具体的に就業へと発展することを期待したいと思います。

○大阪会場 愛媛県ブース風景



○東京会場 愛媛県ブース風景



緑の雇用研修生トークショウ



異業種等新規参入促進支援事業を実施しました



近年、建設業界等から林業に参入しようとする事業体が増え、一方では既存の林業事業体であっても新たに高性能林業機械を導入し、雇用改善や木材生産事業の効率化を目指す事業体が増加しています。林業現場で使用される機械は、建設機械とベースマシンが共通のものもありますが、作業仕組みや作業路開設など特有の作業工程が必要で、それが生産コストに大きな影響を与えるため、作業者の技術向上や管理者の運営を変革することが必要です。

このため、新たに林業に参入した事業体や新しく高性能林業機械を導入した林業事業体などを対象に、高性能林業機械の操作技術や作業路網の適切な開設技術について、OJT研修による異業種等新規参入促進支援事業を実施しました。参加林業事業体：3事業体



平成27年度「愛媛県林業技能技士」、「愛媛県高度林業機械技士」の認定



当センター（公益財団法人えひめ農林漁業振興機構）では、林業作業に必要な資格等の取得をはじめ、森林・林業の広範な知識、技術、技能を修得し地域林業の中核となる林業技術者としてふさわしいと認められる者を「愛媛県林業技能技士」として、また、これに加えて機械化林業時代の要請に即し高性能林業機械のオペレーターとしてもふさわしいと認められる者を「愛媛県高度林業機械技士」として認定しました。

平成27年度愛媛県林業技能技士に認定された方 12名

平成27年度愛媛県高度林業機械技士に認定された方 11名



認定証授与式(平成28年1月25日)

『チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン』が策定される



この度、厚生労働省において平成24年以降進めてきた林業の安全対策に関する技術的検討結果を基に『チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン』が平成27年12月に策定されました。

このガイドラインは、チェーンソーを用いた伐木等作業において安全に作業を行うために着用すべき保護具、防護衣等について示すとともに、適切な伐木等作業方法を示し、労働安全衛生法やその他の通達と相まってチェーンソーを用いた伐木等作業における労働災害の防止に資することを目的としています。

これまで、伐木造材作業に掛かる安全対策の指針としては、労働安全衛生規則によるものしかありませんでしたが、今回、より詳細に安全に関する基本的事項を示しています。

その内容を、下記のとおりまとめましたので、労働安全業務の参考にして下さい。

『チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン』の概要

1.防護具等

- ・防護衣（ズボン）、安全靴の選定は、日本工業規格に適合する性能以上の性能を有するものとする。
- ・衣服は皮膚の露出を少なくし、袖・裾締まりが良く、防水性・透湿性を備えた作業性の高いものとする。
- ・手袋は、防振・防寒性能を有する厚手のもの、保護帽は規格に適合し、型式検定の標章が貼付されているもの（常時着用）、顔や目を飛来物から守る保護めがねや騒音障害を防止する耳栓等を使用すること。

2.チェーンソーの取扱い方法等

- ・できるだけ軽量なものを選定し、エンジンの始動は原則として地面に置いた状態で行うこと。
- ・作業時においては、チェーンソーの前ハンドルと後ハンドルに親指を回して確実に保持し、チェーンソーを肩より高く上げて作業しないこと。
- ・チェーンソー作業中は、立木の樹高の2倍以内、隣接して伐倒作業を行う場合は樹高の2.5倍以内にその他の労働者を立ち入らせず、常に安全な距離を確保すること。

3.伐木作業

○チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を5年ごとに実施すること。

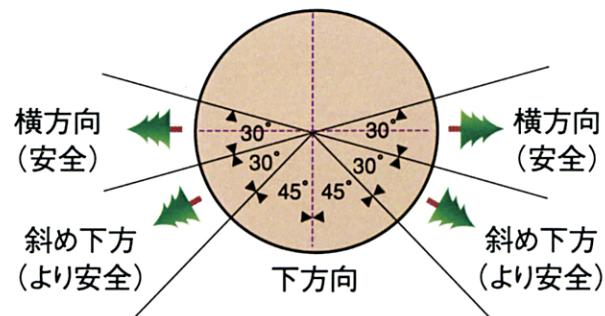
○林道、作業路等や周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速並びに樹種、立木の重心、つるがらみ、枯れ枝落下の可能性、待避ルートを確認し、危険を取り除くこと。

○斜面下方に対し45~75°方向を原則として、伐倒方向を確認し、伐倒者は合図した上で作業を行うこと。（図1）

○基本的伐倒作業

予備合図→受け口切り→追い口切り→本合図→くさび打ち→追い口の浮きを確認→待避が基本手順

(図1) 安全な伐倒方向



(図2) 伐倒作業に係る寸法

ア. 正しい受け口切り及び追い口によって、つるを正しく残す。

イ. 原則として同一形状のくさびを2個以上使用すること。

ウ. 受け口切り(図2)

- ・必要に応じて、根張りを切り取る。
- ・伐根直径の $1/4$ 以上の大さの受け口
(胸高直径70cm以上の場合 $1/3$)。
- ・30度~45度で受け口の斜め切り。
深く切り過ぎないように注意すること。
- ・下切りと斜め切りの会合線は一致させること。

エ. 追い口切り(図2)

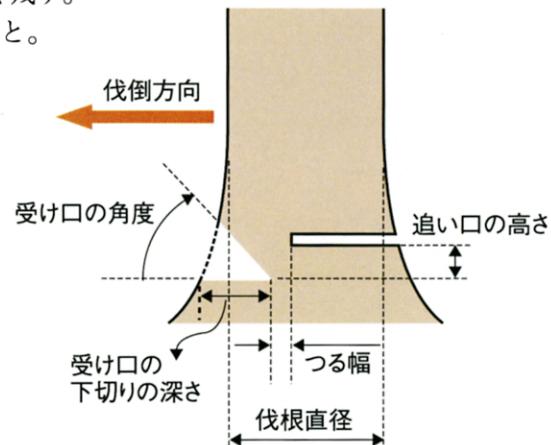
- ・高さは受け口の高さから $2/3$ 程度。
- ・つる幅は伐根直径の $1/10$ 程度。
- ・くさびでノコ道を確保する。

オ. 追いづる切り(図3)

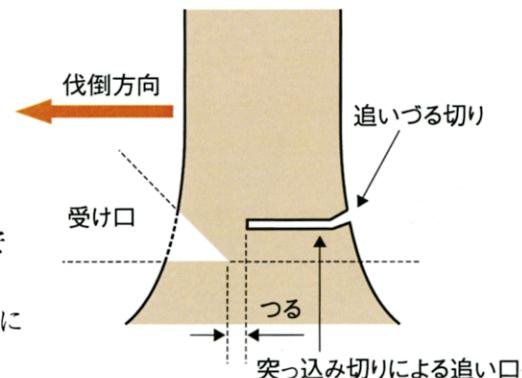
- ・偏心の程度が著しい立木、裂けやすい木では、
追いづる切りが有効。
- ・追い口を切る際、受け口の反対側の幹を残し、
突っ込み切りから水平に追い口を作る。
(キックバックに注意。)
- ・最後に追いづるを切って伐倒する。

○かかり木の処理

かかり木が生じた場合には、平成14年3月28日付け基安安発第032801号「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの策定について」に示した方法により、安全に処理すること。



(図3)

**4.造材作業**

- ・転落、滑ることなどの危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等については、くい止め、歯止め等の措置を講じ支障木はあらかじめ取り除き、必ず斜面の上部で作業を行い、足を原木やチーンソーの下に入れないこと。
- ・元口の山側に立ち、先端に向かって枝払い作業を行い、原木の上で作業しない。
- ・跳ね返るおそれのある枝やかん木は、ノコ目を入れる等により反発力を弱め、長い枝は二度に分けて切るなどして作業すること。

5.玉切作業

- ・作業は斜面上部で原木を安定させた上で行い、同時に二人で同じ原木での作業は行わないこと。
- ・片持ち原木は、原木の下部 $1/3$ をガイドバーの背で切り上げ、次に上部を切り下げる。その場所での玉切りが困難な場合は、集材後に行うこと。
- ・橋状の原木は、側面を切り、次に原木の上部を半分切り下げ、くさびを打った後下部を切り下げる。その場所での玉切りが困難な場合は、集材後に行うこと。

愛媛県や愛媛大学が行っている研修の情報を提供します



1. 愛媛大学森林環境管理学リカレントコース

愛媛大学では平成23年度から、愛媛県と連携して、環境に配慮した森林管理を行える高度な人材の育成を行うために、社会人のための森林環境管理学リカレントコースを開講しております。

当コースは、複数の科目から受講生がそれぞれ必要とする科目を選択して履修する短期（1年）のプログラムで、木材・建設産業に携わる社会人だけでなく、金融関連やIT関連の社会人等に対して、木材加工技術、木造建築技術、木材のマーケティング等についての講義・実習を行い、実績をあげてきたところです。

受講形式には、標準的な総合コースの他、系列コース・自由選択コースなど、講者の希望により自分が勉強したい内容だけを、自由に選択して受けられるコースが用意されております。

本年度から、シカ害をはじめとする野生生物からの森林被害を防止する「野生動物被害防止論（含実習）」が新設されるなど、現代の林業を知るうえで必要な様々な科目が用意されております。

好きな授業を選択して受けられる自由選択コースでは、授業の開始される3ヵ月前まで適時受講を受け付けております。森林・林業についての知識についてステップアップをお考えの方は、受講を検討してはいかがでしょうか。

詳しくは愛媛大学森林環境管理学リカレントコースのホームページまで、

<http://morinokuni.agr.ehime-u.ac.jp/>



室内講習



現地実習

2. 森林施業プランナー養成ステップアップ研修

森林施業プランナーは、林業事業体が所有者に代わって森林施業を行う提案型施業を実施するため、施業の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して合意形成を図り、森林の集約化を行う重要な役割を担っています。

平成27年度愛媛県では、県内の森林施業プランナーの資質の向上のため、「森林施業プランナー養成ステップアップ研修」を9月～11月の間、6日間の日程で実施し、8名の県内森林施業プランナーが参加しました。



室内講習



現地実習

資料：林業政策課

3.平成27年度 林業技術研修

愛媛県林業研究センター研修課で実施した林業技術研修情報です。

【高性能林業機械作業技術コース】

目　　的	高性能林業機械の作業技術及び作業管理者として必要な知識の習得
期　　間	平成27年10月21日～平成27年12月11日(32日間)
取得資格等	車両系建設機械(整地等)運転技能講習 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 不整地運搬車運転技能講習 はい作業主任者技能講習 走行集材機械の運転の業務の特別教育 伐木等機械の運転の業務の特別教育 簡易架線集材装置等の運転の特別教育 フォークリフト運転技能講習 愛媛県フォレスト・マイスター 愛媛県高度林業機械技士 大型自動車運転免許(任意)

参 加 者

林業事業体から7名、森林組合から2名、林業に参入した建設業者から2名、計11名の技術者が参加されました。



【林業架線作業技術コース】

目　　的	林業架線作業のための高度な技術・知識の習得
期　　間	平成27年7月21日～9月4日(31日間)
取得資格等	林業架線作業主任者免許 小型移動式クレーン運転技能講習 機械集材装置の運転の業務特別教育 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育 簡易架線集材装置等の運転の特別教育 愛媛県林業技能技士

参 加 者

林業事業体から9名、森林組合から1名、林業に参入した建設業者から2名、計12名の技術者が参加されました。

【フォレストワーカー養成コース】

目　　的	林業技術者育成のための基本的技術・知識の習得
期　　間	平成27年6月1日～7月3日(25日間)
取得資格等	玉掛技能講習 小型車両系建設機械運転業務(整地等)特別教育 伐木等の業務に係る特別教育 刈払機取扱作業者安全衛生教育

参 加 者

林業事業体から5名、森林組合から3名、林業に参入した建設業者から1名、計9名の技術者が参加されました。

資料：愛媛県林業研究センター研修課

愛媛県認定林業事業体情報

平成28年3月末現在

No.	事業体名	住所	連絡先
1	宇摩森林組合	四国中央市具定町465番地5	0896-24-2775
2	(有)合田林業	四国中央市中之庄町1378-7	0896-24-3769
3	高橋木材	四国中央市金田町金川484-1	0896-58-2754
4	えひめ森林環境保全整備(有)	西条市旦之上甲1493-1番地	0898-66-2610
5	いしづち森林組合	西条市大町1211番地	0897-56-0180
6	藤岡建設(株)	西条市周布1758番地3	0898-68-7239
7	えひめ林業担い手建設事業協同組合	西条市旦之上甲1446番地	0898-66-3628
8	岡崎建設(株)	西条市旦之上甲1447番地	0898-66-3648
9	越智今治森林組合	今治市玉川町法界寺甲114-1	0898-55-2001
10	(有)阿部林業開発	今治市玉川町龍岡上甲85番地1	0898-55-3536
11	愛媛県森林組合連合会	松山市三番町4丁目4番地1	089-941-0164
12	大樹産業(有)	松山市天山3丁目6-14	089-947-6361
13	西口木材	松山市西石井4-5-30	089-957-5111
14	愛媛森連産業(株)	松山市中野町甲139番地7	089-963-4200
15	(株)プロシーズ	伊予市中山町出瀬2番耕地612番地3	089-967-1275
16	伊予森林組合	伊予市中山町中山丑167番地3	089-967-0019
17	朝霧産業	伊予市森1091	089-904-8446
18	(株)グリーンキーパー	伊予郡砥部町総津164番地1	089-969-2137
19	(株)H・S・F	伊予郡砥部町総津836番地	089-969-2103
20	松山流域森林組合	東温市上村甲685番地1	089-964-2011
21	久万広域森林組合	上浮穴郡久万高原町久万265-3	0892-21-1255
22	(株)いぶき	上浮穴郡久万高原町露峰乙2153-1	0892-21-3055
23	(株)美川建設	上浮穴郡久万高原町日野浦836番地	0892-56-0314
24	(有)マツモト	上浮穴郡久万高原町本組906	0892-58-2063
25	(有)桜井産業	上浮穴郡久万高原町中黒岩2168	0892-56-0336
26	(株)FFT	上浮穴郡久万高原町下畠川甲1561-5	0892-41-0321
27	成川木材店	上浮穴郡久万高原町上野尻甲203	0892-21-0419
28	(株)羽澤建設	上浮穴郡久万高原町柳井川8177番地	0892-54-2653
29	竹本工業(株)	上浮穴郡久万高原町柳井川13509番地	0892-54-2321
30	(株)久保建設	上浮穴郡久万高原町二名甲894番地	0892-21-8200
31	(株)若山建設	上浮穴郡久万高原町中組3302番地	0892-58-2214
32	(株)さんせい	上浮穴郡久万高原町大川12746番地	0892-50-9006
33	高岡建設(株)	上浮穴郡久万高原町東川183番地	0892-57-0011
34	(株)高山建設	上浮穴郡久万高原町上黒岩2776番地	0892-56-0031
35	(有)中村林業	上浮穴郡久万高原町西谷6200番地	089-932-5030
36	(株)清水林業	上浮穴郡久万高原町上野尻甲311-2	0892-21-0539
37	(株)あすなろ四国支社	上浮穴郡久万高原町大字久万町512-1	0892-21-2728
38	大洲市森林組合	大洲市菅田町菅田甲1954-2	0893-25-4030
39	KLC(株)	大洲市菅田町菅田甲1954番地41	0893-23-9115
40	内子町森林組合	喜多郡内子町五百木186-2	0893-44-3118
41	(株)藤岡林業	喜多郡内子町小田367番地1	0892-52-3536
42	(株)小田森林ログハウジング	喜多郡内子町寺村2478番地6	0892-52-2122
43	(株)森本	喜多郡内子町内子575番地	0893-44-3105
44	愛媛環境保全(株)	喜多郡内子町中川2209	0892-52-3106
45	(株)一柳木材	喜多郡内子町石豊1000番地	0893-43-0239
46	八西森林組合	八幡浜市吉井785-1	0894-22-0496
47	(株)エフシー	西予市城川町下相566番地1	0894-82-0192
48	西予市森林組合	西予市野村町野村10号467番地2	0894-72-0075
49	藤原林業	宇和島市津島町大字山財4885番地	0895-32-5787
50	(株)堀川林業	宇和島市津島町山財850番地	0895-32-5594
51	(株)恵忠林業	宇和島市津島町増穂丙872番地	090-1175-1275
52	(株)程内製材所	北宇和郡鬼北町川上496番地	0895-48-0201
53	南予森林組合	北宇和郡鬼北町大字永野市221番地	0895-45-0814
54	(株)日吉農林公社	北宇和郡鬼北町大字下鍵山300-3	0895-44-3058
55	葛川製材(有)	北宇和郡鬼北町大字川上1699	0895-48-0406
56	(有)吉福林業	北宇和郡松野町日黒245番地	0895-43-0033
57	南宇和森林組合	南宇和郡愛南町城辺甲1534-1	0895-72-1842
58	正木林業(株)	南宇和郡愛南町正木1982	0895-84-2433

注:認定林業事業体は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主をいう。